東日本大震災復興特別区域法の各計画策定状況

東日本大震災復興特別区域法では、被災地の円滑かつ迅速な復興のため、次の3つの計画を策定することができます。 このうち、本市では復興推進計画と復興交付金事業計画を策定し、復興に取り組んでいます。

計画名	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
計画の概要	個別の規則、手続きの特例や税制上の特例	土地利用再編に係る特例許可・手続きの特	復興地域づくりを支援する、交付金(復興
	措置を受けるための計画	例措置を受けるための計画	交付金)事業に関する計画
		ı J	
特例の内容	〇住宅、産業、まちづくりなど各分野にわ	○事業に必要な許可の特例	〇40のハード補助事業の一括化
	たる規制、手続きの特例	〇手続きのワンストップ処理	〇使途の緩やかな資金の確保
	〇雇用の創出などを支援する税制上の特	〇新しいタイプの事業制度の活用	〇地方負担金の手当て
	例 など	i i	〇執行の弾力化、手続きの簡素化
条例	第4条~	第46条~	第77条~
神栖市の対応	策定済み(公営住宅法の特例、確定拠出年	策定予定なし	策定済み (液状化対策事業、津波シミュレ
	金法の特例、課税の特例、復興特区支援利	i i	ーションの実施、津波監視カメラ整備事
	子補給金)	i i	業、防災拠点整備事業 等)

※神栖市では、復興整備計画を策定していないため、復興特区法第64条第4項の規定(「届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を被災関連市町村長に届け出なければならない。」) は該当しません。